

## 熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和3年（2021年）9月1日から11月22日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）2月25日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	内野幸喜
同	高野洋介

### 1 監査対象機関

部局名	機関名
総務部	自動車税事務所
企画振興部	東京事務所
健康福祉部	保健環境科学研究所、食肉衛生検査所、福祉総合相談所、八代児童相談所、こども総合療育センター
商工労働部	大阪事務所、技術短期大学校、産業技術センター
農林水産部	漁業取締事務所、農業研究センター、大切畑ダム復興事務所
土木部	天草空港管理事務所
教育委員会	宇城教育事務所、玉名教育事務所、菊池教育事務所、阿蘇教育事務所、上益城教育事務所、八代教育事務所、芦北教育事務所、球磨教育事務所、天草教育事務所、教育センター、図書館、装飾古墳館
警察本部	熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署、御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、天草警察署、上天草警察署、牛深警察署

### 2 監査対象期間 令和2年度（2021年度）

### 3 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合规性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、

主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

#### 4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

##### (1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
健康福祉部	食肉衛生検査所	(職員の交通法規違反について) 通勤中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、効果的な交通法規違反防止対策を講じること。
	八代児童相談所	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
警察本部	熊本東警察署	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	玉名警察署	(職員の交通事故について) 公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	荒尾警察署	(職員の交通事故について) 公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

警察本部	小国警察署	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	上天草警察署	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。